

平成16年11月16日

株主各位

東京都港区芝二丁目7番15号

高千穂電気株式会社

代表取締役社長 櫻井 恵

中間配当金支払に関する取締役会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成16年11月15日開催の取締役会におきまして、第59期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）の中間配当金の支払について、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

当社定款の規定にもとづき、平成16年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金……………1株につき 15円

2. 支払請求権の効力発生日

ならびに支払開始日……………平成16年12月7日(火)

以 上

中間配当金のお支払いについて

配当金領収証（振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」）は、株主各位のお届出ご住所あて、来る12月6日にお送り申しあげる予定であります。